

役務契約書（案）

- 1 物 件 名 建設機械等チャーター単価契約（気仙沼地区）
- 2 作 業 場 所 宮城北部森林管理署管内林道
- 3 履行期間 自：令和 年 月 日
至：令和 8 年 1 月 30 日
- 4 契約予定金額 ￥
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 免除

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇年〇月〇日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県大崎市古川東町 5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博

受注者 〇〇県〇〇市〇〇町 × ×
株式会社 △△
代表取締役 × × × ×

仕様書

1. 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。
2. 約款第4条の契約の保証については、免除とする。
3. 約款第8条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
4. 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。
5. 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
 - 2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではない。
 - 3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
 - 4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。
6. 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 5の3により発注者の認めない運転時間、5の4に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
7. 約款第17条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10日以内に検査を行わなければならない。
8. 約款第18条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、7の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回

を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の支払いの対象となる運転時間は 15 分を単位とし、29 分以下は 15 分に、44 分以下は 30 分に、59 分以下は 45 分に、それぞれみなすものとする。ただし、14 分以下はこれを切捨てるものとする。

9. 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

- 1 チャーター期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
- 2 契約以外の建設機械等を使用する必要があるとき。

契約内訳

機種、工種	規格	予定時間等(時間、回、延長)	契約単価	予定金額	備考
バックホウ	0.45m ³	42h			
ダンプトラック	4 t	7 h			
ダンプトラック	10 t	14h			
機械輸送経費(バックホウ)		3.0 回			10km まで
機械輸送経費(バックホウ)		1.5 回			10km を超え 20km まで
計					
消費税(10%)					
合計					

役務契約書（案）

- 1 物 件 名 建設機械等チャーター単価契約（米川地区）
- 2 作 業 場 所 宮城北部森林管理署管内林道
- 3 履行期間 自：令和 年 月 日
至：令和 8 年 1 月 30 日
- 4 契約予定金額 ￥
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 免除

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇年〇月〇日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県大崎市古川東町 5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博

受注者 〇〇県〇〇市〇〇町 × ×
株式会社 △△
代表取締役 × × × ×

仕様書

1. 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。
2. 約款第4条の契約の保証については、免除とする。
3. 約款第8条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
4. 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。
5. 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
 - 2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではない。
 - 3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
 - 4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。
6. 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 5の3により発注者の認めない運転時間、5の4に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
7. 約款第17条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10日以内に検査を行わなければならない。
8. 約款第18条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、7の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回

を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の支払いの対象となる運転時間は 15 分を単位とし、29 分以下は 15 分に、44 分以下は 30 分に、59 分以下は 45 分に、それぞれみなすものとする。ただし、14 分以下はこれを切捨てるものとする。

9. 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

- 1 チャーター期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
- 2 契約以外の建設機械等を使用する必要があるとき。

契約内訳

機種、工種	規格	予定時間等(時間、回、延長)	契約単価	予定金額	備考
バックホウ	0.45m ³	50H			山積
ダンプトラック	4 t	15H			
ダンプトラック	10 t	5H			
機械輸送経費(バックホウ)		3.0 回			10km まで
機械輸送経費(バックホウ)		4.0 回			10km を超え 20km まで
計					
消費税(10%)					
合計					

役務契約書（案）

- | | | | | |
|---|---------|--|--|----|
| 1 | 物 件 名 | 建設機械等チャーター単価契約（花山地区） | | |
| 2 | 作 業 場 所 | 宮城北部森林管理署管内林道 | | |
| 3 | 履行期間 | 自：令和 年 月 日
至：令和 7 年 11 月 28 日 | | |
| 4 | 契約予定金額 | ¥ | | |
| | | （うち消費税及び地方消費税の額 | | 円） |
| 5 | 契約保証金 | 免除 | | |

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇年〇月〇日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県大崎市古川東町5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博

受注者 ○○県○○市○○町 × ×
株式会社 △△
代表取締役 × × × ×

仕様書

1. 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。
2. 約款第4条の契約の保証については、免除とする。
3. 約款第8条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
4. 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。
5. 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
 - 2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではない。
 - 3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
 - 4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。
6. 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 5の3により発注者の認めない運転時間、5の4に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
7. 約款第17条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10日以内に検査を行わなければならない。
8. 約款第18条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、7の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回

を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の支払いの対象となる運転時間は 15 分を単位とし、29 分以下は 15 分に、44 分以下は 30 分に、59 分以下は 45 分に、それぞれみなすものとする。ただし、14 分以下はこれを切捨てるものとする。

9. 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

- 1 チャーター期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
- 2 契約以外の建設機械等を使用する必要があるとき。

契約内訳

機種、工種	規格	予定時間等(時間、回、延長)	契約単価	予定金額	備考
バックホウ(豪雪)	0.45m ³	102h			山積
ダンプトラック(豪雪)	4 t	53h			
ダンプトラック(豪雪)	10 t	52h			
機械輸送経費(バックホウ)		1.0 回			10km まで
機械輸送経費(バックホウ)		1.0 回			10km を超え 20km まで
計					
消費税(10%)					
合計					

役務契約書（案）

- 1 物 件 名 建設機械等チャーター単価契約（鳴子地区）
- 2 作 業 場 所 宮城北部森林管理署管内林道
- 3 履行期間 自：令和 年 月 日
至：令和 7 年 11 月 28 日
- 4 契約予定金額 ￥
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 免除

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇年〇月〇日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県大崎市古川東町 5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博

受注者 〇〇県〇〇市〇〇町 × ×
株式会社 △△
代表取締役 × × × ×

仕様書

1. 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。
2. 約款第4条の契約の保証については、免除とする。
3. 約款第8条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
4. 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。
5. 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
 - 2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではない。
 - 3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
 - 4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。
6. 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 5の3により発注者の認めない運転時間、5の4に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
7. 約款第17条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10日以内に検査を行わなければならない。
8. 約款第18条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、7の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回

を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の支払いの対象となる運転時間は 15 分を単位とし、29 分以下は 15 分に、44 分以下は 30 分に、59 分以下は 45 分に、それぞれみなすものとする。ただし、14 分以下はこれを切捨てるものとする。

9. 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

- 1 チャーター期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
- 2 契約以外の建設機械等を使用する必要があるとき。

契約内訳

機種、工種	規格	予定時間等(時間、回、延長)	契約単価	予定金額	備考
バックホウ(豪雪)	0.45m ³	50H			山積
ダンプトラック(豪雪)	4t	2H			
ダンプトラック(豪雪)	10t	12H			
機械輸送経費(バックホウ)		0.5 回			10km まで
機械輸送経費(バックホウ)		1.0 回			10km を超え 20km まで
機械輸送経費(バックホウ)		0.5 回			20km を超え 30km まで
機械輸送経費(バックホウ)		0.5 回			30km を超え 40km まで
計					
消費税(10%)					
合計					

役務契約書（案）

- 1 物 件 名 建設機械等チャーター単価契約（中新田地区）
- 2 作 業 場 所 宮城北部森林管理署管内林道
- 3 履行期間 自：令和 年 月 日
至：令和 7 年 11 月 28 日
- 4 契約予定金額 ￥
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 免除

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇年〇月〇日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県大崎市古川東町 5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博

受注者 〇〇県〇〇市〇〇町 × ×
株式会社 △△
代表取締役 × × × ×

仕様書

1. 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。
2. 約款第4条の契約の保証については、免除とする。
3. 約款第8条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。
 - 2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
4. 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。
5. 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。
 - 2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではない。
 - 3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
 - 4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。
6. 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
 - 2 5の3により発注者の認めない運転時間、5の4に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
7. 約款第17条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10日以内に検査を行わなければならない。
8. 約款第18条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、7の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回

を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の支払いの対象となる運転時間は 15 分を単位とし、29 分以下は 15 分に、44 分以下は 30 分に、59 分以下は 45 分に、それぞれみなすものとする。ただし、14 分以下はこれを切捨てるものとする。

9. 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

- 1 チャーター期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
- 2 契約以外の建設機械等を使用する必要があるとき。

契約内訳

機種、工種	規格	予定時間等(時間、回、延長)	契約単価	予定金額	備考
バックホウ(豪雪)	0.45m ³	14H			山積
バックホウ	0.45m ³	28H			山積
ダンプトラック	4t	7H			
ダンプトラック	10t	14H			
機械輸送経費(バックホウ)		1.0回			10km まで
機械輸送経費(バックホウ)		0.5回			10km を超え 20km まで
機械輸送経費(バックホウ)		1.5回			20km を超え 30km まで
機械輸送経費(バックホウ)		0.5回			40km を超え 50km まで
計					
消費税(10%)					
合計					